

令和元年度から森林環境譲与税を活用した事業が始まりました

森林環境譲与税を活用した森林整備の開始

温室効果ガスの排出削減や災害防止等を図るため、「森林環境税」が創設されました。実際には、令和6年度から市民税・県民税と併せた課税となりますが、それに先立って令和元年度から「森林環境譲与税」として国から県市町村に配分されます。

この新たな財源を活用し、これまでの既存事業では取り組めなかった未整備林の環境整備（奥地や急峻地での間伐や人家裏の危険木伐採など）を進めます。

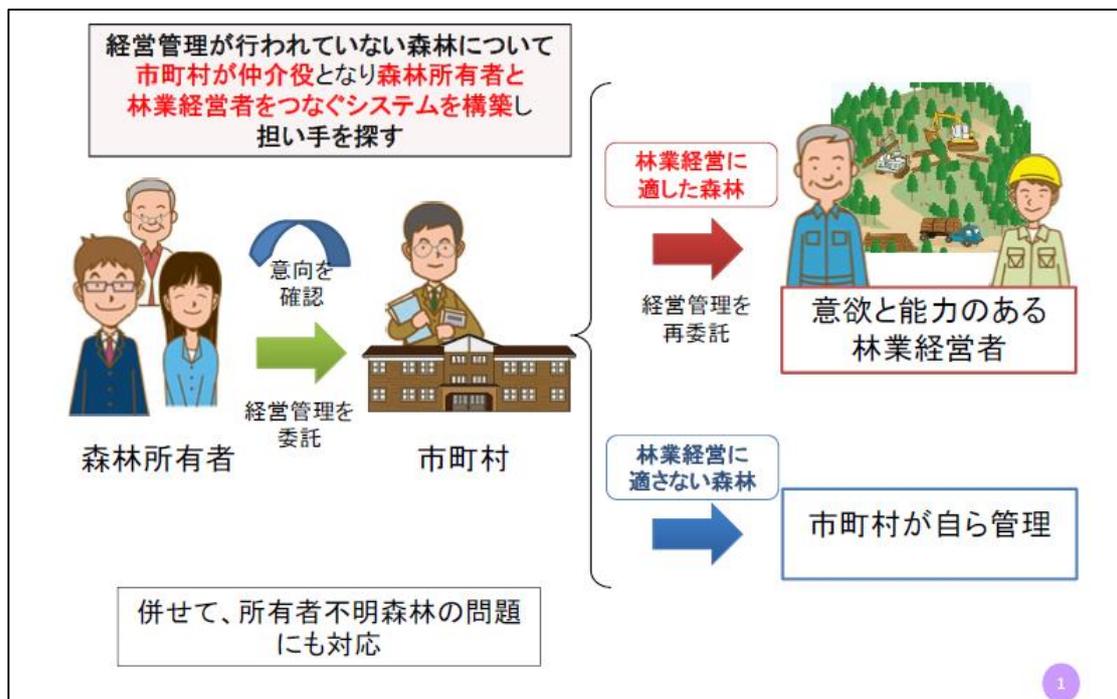
また、平成31年4月1日より施行された「森林経営管理法」に基づく「森林経営管理制度」では、これまで森林所有者が管理できていない森林を市町村に預け、所有者に代わって市町村が森林を管理することが可能となります。

※森林の所有権は所有者に残ったまま、森林を整備（管理）する権利のみを預けることとなります。

森林経営管理制度について

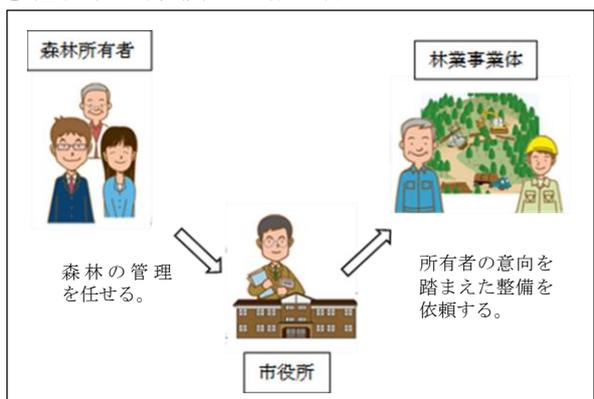
手入れが行き届いていない森林を整備するため、森林経営管理法に基づき、丹波市ではこれまで森林所有者による管理がなされていない森林や、所有者が不明な森林を集約していきます。市が選定した地域の森林所有者の意向を確認しつつ、今後の長期的な整備計画を立てることにより、所有者、市、林業事業者が協力して森林整備に取り組むことが可能となります。

(森林経営管理制度イメージ)



◎森林環境譲与税を活用した事業の一例

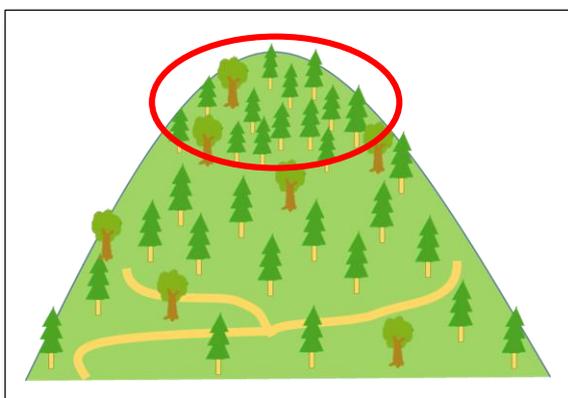
①経営管理集積林整備事業



手入れが行き届いていない森林や所有者不明森林を整備していくため、森林所有者から経営管理権を預かり、市が経営管理を行う事業です。市が選定した地域において、森林経営の意向調査を実施し、森林所有者の意向を踏まえた森林整備を実施します。

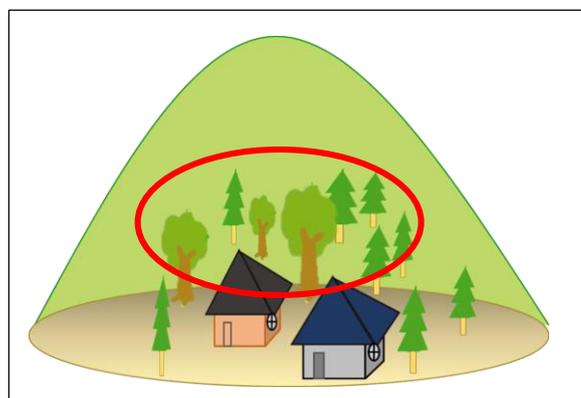
※森林経営管理制度による事業

②森林吸収源整備事業



奥地や急峻な山など、これまで未整備となっている森林において、間伐や路網整備するための補助事業です。

③緊急里山林整備事業



自治会単位での要望のもと、人家裏の危険木や竹林を伐採し、周辺一体の整備を行います。

各事業の要望受付案内等は後日お知らせします。

◎意向調査へのご協力をお願い

森林経営管理制度を実施する上で、該当地域の森林所有者に対して意向調査を実施します。意向調査を行う地域を選定する基準としましては、山林の地籍調査が実施済みの地域としており、その後、順次意向調査を進めていきます。お手数ですが、お手元に通知が届きました際には調査にご協力くださいますようお願いいたします。



【 お問合せ先 】

丹波市春日町黒井 811 番地

丹波市役所 産業経済部 農林整備課 林業振興係

電話 0795-88-5029 (直通)